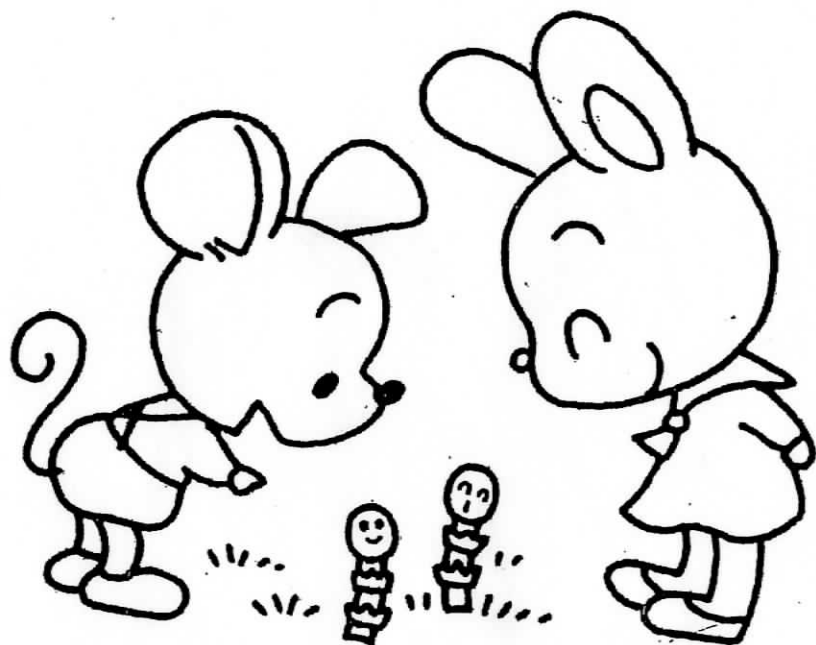


令和 6 年度  
保育園のしおり  
重要事項説明書



社会福祉法人 阪急福社会

まつぼっくり保育園

西宮市甲子園口 6 丁目 1 番 36 号

☎ (0798) 68-1010

## まつぼっくり保育園重要事項説明

令和6年度4月1日現在

### 事業者

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 事業者の名称  | 社会福祉法人 阪急福祉会    |
| 代表者名    | 理事長 松本 千歳       |
| 事業者の所在地 | 西宮市段上町2丁目10番19号 |

### 保育園の概要

|        |                                                                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育園名   | 社会福祉法人阪急福祉会 まつぼっくり保育園                                                                                      |
| 園 長    | 松本 由美子                                                                                                     |
| 所在地    | 〒663-8113<br>西宮市甲子園口6丁目1番36号                                                                               |
| 電話番号   | 0798-68-1010                                                                                               |
| FAX    | 0798-68-1011                                                                                               |
| 開園年月日  | 平成25年 4月 1日                                                                                                |
| ホームページ | <a href="http://www.m-bokkuri.com/">http://www.m-bokkuri.com/</a> ユーザー名:hogosya<br>※ 保護者用パスワード (tatsu2024) |

※パスワードを入力いただくと行事等の写真を見ることが出来ます。

### 施設の概要

|       |                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地面積  | 1,501.11 m <sup>2</sup>                                                                  |
| 建物    | 総木造・耐震構造2階建、建築床面積1249.97 m <sup>2</sup>                                                  |
| 施設の内容 | 乳児室 1 ほふく室 1 調乳室 1<br>保育室 5 遊戯室 1 乳幼児便所 5<br>調理室 1 職員室 1 事務室 1<br>一時預かり保育 1 地域支援室 1 倉庫 4 |

### 保育理念

児童の人権や主体性を尊重し、子どもの最善の幸せの為  
保護者や地域社会と力をあわせ、児童福祉の増進に寄与する。

## 保育方針

1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の元、家庭養育の補完をする。
2. 自主性や自発性が養われ、思いやりや優しい心が育つよう援助する。
3. わらべうた遊びや伝承文化を大切にする。
4. 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
5. 立腰保育で子供のやる気を育てる。

## 定員及び児童数（令和6年2月1日現在）

| 年齢   | 0歳児 | 1歳児   | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| クラス名 | もも  | さくらんぼ | あんず | うめ  | かき  | りんご |     |
| 定員   | 15  | 20    | 20  | 20  | 45  |     | 120 |
| 児童数  | 12  | 20    | 20  | 19  | 22  | 23  | 116 |

※4、5歳児 縦割り保育（2クラス…うさぎ組、りす組）

## 職員体制（令和6年度2月1日現在）

|      |                    |
|------|--------------------|
| 園長   | 1人                 |
| 副園長  | 1人                 |
| 保育士  | 17人（保育補助員 11名）     |
| 調理員  | 4人（常勤 2人、調理補助員 2人） |
| 嘱託医師 | 4人                 |

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、員数は入園人数により変動することがあります。

## 提供する保育サービス

| サービス名                    | 有無 | 内 容                                                      |
|--------------------------|----|----------------------------------------------------------|
| あゆみ保育（障害児保育）             | ○  | 面接を行い、集団保育が可能なおおむね3歳以上の児童を対象。                            |
| 特別延長保育<br>※事前の申し込みが必要です。 | ○  | 午後6:00:00～午後7:00:00まで<br>月額 4,000円<br>なお、延長保育には定員枠があります。 |

|                                             |   |                                                                            |
|---------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------|
| 時々延長保育<br>※事前の申し込みが必要です。                    | ○ | 午後6:00:00～午後7:00:00まで<br>会議等で時々必要な場合 1回 600円<br>当日、午後5時までに連絡ください。          |
| 一時預かり保育<br>どんぐり組 (有料)<br><br>※一時預かり保育のしおり参照 | ○ | 入園児以外の生後9ヶ月～就学前児童の預かり<br>保育。(登録面談後、予約制)<br>幼稚園へ通っていても利用可能です。<br>他市の方も可能です。 |
| 地域子育て支援事業<br>ほおずき広場 (無料)                    | ○ | 地域の0～3歳児までの親子対象。(登録制)<br>月～金(土日、祝日除く)<br>9:30～12:00/13:00～15:30            |

## 入園の期間

入園の期間は、西宮市の申請承認期間内です。

途中退園される場合は、その月の5日までに退園届を保育園に提出してください。(用紙は保育園にあります。)

## 開園日・開園時間及び休園日

|        |                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開園日    | 月曜日～土曜日まで                                                                                                                                        |
| 開所時間   | 午前7:00～午後7:00まで                                                                                                                                  |
| 通常保育時間 | 月～金曜日 午前8:30～午後4:30まで                                                                                                                            |
| 休園日    | 日曜日、祝日、振替休日<br>年末年始(12月29日～1月3日まで)<br><br>※台風の接近などにより、兵庫県南東部に暴風警報が発令されている場合でも開園していますが、お休み出来る方はご協力ください。<br><br>尚、登園後に警報が発令された時は、状況に応じで判断し連絡等をします。 |

## 保育料

保育にかかる利用者負担金は、西宮市が定める利用料となります。

保育料は、所定の納付書で毎月末までに指定の金融機関より振込んでください。(自動引落しもできます)

尚、病気等の理由で1ヶ月以上、欠席した場合は減免措置があります。

また、途中15日以前に退園、16日以降に入園の時は半額になります。  
必要な方は、担任まで申し出てください。(用紙は保育園にあります。)

### 延長保育 (お仕事がお休みのときは利用できません)

1. 保育時間延長事業は、(1) 延長保育 (2) 時々延長保育 (3) 特別延長保育があります。
2. 延長保育とは、通常の保育時間を超えて預ける保育(要延長保育申請です。

#### ○時間

月～金曜日：午前 7:00:00～8:30:00 ・ 午後 4:30:00～6:00:00

土曜日： 午前 7:00:00～8:30:00 ・ 午後 12:00:00～6:00:00

但し、費用は保育料に含まれますが、勤務証明書の提出により許可された保育時間内の保育になります。

尚、6:00:00 時以後遅刻された場合は、1人につき1回600円徴収します。

6:30:00 以後遅刻された場合は、1000円。以後30分毎に1000円加算になります。

3. 時々延長保育(本園事業)とは、普段は延長保育ですが、残業や急用などの理由で不定期的に預ける保育(要延長保育申請と時々延長保育申請)です。

○時間 月～土曜日：午後 6:00:00～7:00:00

○費用 一回600円。

時々延長保育料は、月末〆切、翌月に徴収袋をお渡しいたしますので10日までに納入してください。尚、遅刻された場合は1人につき1回600円を加算します。7:00:00 以後遅刻された場合は、さらに600円。

以後30分毎に1000円加算になります。

4. 特別延長保育とは、延長保育時間を超えて預ける保育(延長保育申請不要)です。(定員20名)

○時間 月～土曜日：午後 6:00:00～7:00:00

○費用 月額4,000円。但し、要保護の方は全額免除です。

特別延長保育料は、毎月初めに徴収袋をお渡しいたしますので10日までに納入してください。

尚、保育料は1ヶ月単位ですので日割り計算は致しません。

勤務証明書の提出により許可された保育時間内の保育になります。7:00:00 以後遅刻された場合は、1人につき1回600円徴収します。7:30:00 以後遅刻された場合は、さらに1000円加算となる。以後30分毎に1000円加算になります。

お迎えが出来るようにしておいてください。度重なりますと取り消す事があります。

## その他費用

| 項 目                     | 年 齢           | 金 額       |
|-------------------------|---------------|-----------|
| 給食費（主食費・副食費）            | 3歳児以上（2号認定子供） | 月額 6,500円 |
| 日本スポーツ振興センター<br>共済掛金（※） | 全園児           | 年額 250円   |

※ 所得税及び市民税の非課税世帯（母子・父子世帯等に限る）並びに生活保護世帯は、減免を受けられる場合があります。

## 保育教材費

幼児組（3歳児以上）は、絵画制作や表現遊びで使用するほか、自分の持ち物を自分で管理したり大切に扱う気持ちも育てていきます。

カラー帽子は、毎日の戸外活動や遠足時の安全性、また、夏場の熱中症予防の為に、個人持ちで同じ色の帽子を3年間着用します。

4歳児からは、音楽クラブで鍵盤ハーモニカを使用します。鍵盤は保育園の物を使用しますが、唄口は個人用の物を使用します。体操クラブでは、安全面を考え、動きやすく伸縮性のある体操ズボンを使用しています。遠足や園外保育でも使用します。

| 教 材 名        | 年 齢      | 金 額    |
|--------------|----------|--------|
| おたよりばさみ      | 0. 1. 2歳 | 500円   |
| 雑費袋          | 0 ～ 5歳   | 70円    |
| お道具箱         | 3 ～ 5歳   | 640円   |
| のり           |          | 175円   |
| クレパス         |          | 560円   |
| 粘土           |          | 360円   |
| 粘土ケース        |          | 320円   |
| はさみ          |          | 500円   |
| カラー帽子 ※3年間使用 |          | 1000円  |
| 体操ズボン        | 4. 5歳    | 1,900円 |
| 唄口（鍵盤ハーモニカ用） |          | 410円   |

### ●新入児 年齢別費用

0. 1. 2歳 … 570円

3歳児 … 3,625円

4歳児以上 … 5,935円

# 保 育 園 の 生 活

## 1日の生活プログラム

※乳児の生活は、担任が園児個人の生活リズムに合わせて保育を進めていきます。

|       | 0歳<br>もも         | 1・2歳児<br>さくらんぼ・あんず | 3・4・5歳<br>うめ・かき・りんご    |
|-------|------------------|--------------------|------------------------|
| 7:00  | 順次登園<br>自由活動     | 順次登園<br>自由活動       | 順次登園<br>自由活動           |
| 8:00  | 午前睡<br>水分補給      | 排泄<br>水分補給<br>設定保育 | あつまり<br>設定保育           |
| 9:00  |                  |                    |                        |
| 10:30 | 離乳食              |                    |                        |
| 11:00 | 順次午睡             | 給食<br>順次午睡         | 給食                     |
| 12:00 |                  |                    |                        |
| 13:00 |                  |                    | 午睡                     |
| 14:00 |                  |                    |                        |
| 15:00 | 起床<br>おやつ<br>あそび | 起床<br>おやつ<br>自由活動  | 起床<br>おやつ<br>自由活動・あつまり |
| 16:00 |                  |                    |                        |
| 17:00 | 順次降園             | 順次降園               | 順次降園                   |
| 18:00 |                  |                    |                        |
| 19:00 |                  |                    |                        |

## 主な年間行事

|     |                                  |     |                              |
|-----|----------------------------------|-----|------------------------------|
| 4月  | 入園式・クラス懇談会<br>こどもの日のつどい・誕生会      | 8月  | 誕生会                          |
| 5月  | 移動動物園・遠足（4.5歳児）<br>0歳児、2歳児参観・誕生会 | 9月  | 交通安全教室<br>誕生会                |
| 6月  | 個人懇談・誕生会<br>1歳児、3～5歳児参観          | 10月 | 運動会・遠足（幼児組）<br>誕生会           |
| 7月  | プール開き・七夕まつり<br>誕生会・川遊び           | 11月 | 児童交流会・誕生会・人形劇<br>1、2歳児参観・作品展 |
| 12月 | 0歳児参観 クリスマス会<br>・誕生会             | 2月  | 生活発表会<br>0～5歳児懇談会・誕生会        |
| 1月  | ・節分・誕生会                          | 3月  | ひなまつり・あるけ保育<br>誕生会（お別れ会）・卒園式 |

月の行事（お誕生日会・避難訓練等）があります。 毎月の園だよりでお知らせします。

## 健康管理

| 検 診 名    | 実 施 時 期       | 年 齢      |
|----------|---------------|----------|
| 内科検診     | 年 3 回 (春・秋・冬) | 全園児      |
| 月例検診(内科) |               |          |
| 眼科検診     | 年 1 回 (春・)    | 全園児      |
| 歯科検診     | 年 1 回 (春・)    | 全園児      |
| 耳鼻科検診    | 年 1 回 (春・)    | 全園児      |
| 身体測定     | 毎月            | 全園児      |
| 検尿検査     | 年 1 回 (秋)     | 3 ～ 5 歳児 |
| 視力検査     | 年 1 回 (秋)     | 3 ～ 5 歳児 |
| 聴力検査     | 年 1 回 (秋)     | 4 ～ 5 歳児 |

## ならし保育

新入児は、新しい環境に早くなれる為、又、子どもの心身の負担を軽くする為に「ならし保育」期間があります。

幼児組（3歳児以上児）の場合、子どもの状態によって1週間程度のならし期間を設けています。

◎ 乳児組（3歳児未満児）の場合は、子どもの状態によって10日前後のならし期間を設けています。

## ◎ 服 装

- ・活動しやすく実用的な服装(なるべくシンプルなもの)で、汗をよく吸い取る身体にあった物を着せて下さい。(綿製品が最適です。)フードの付いた服は、危険ですので避けてください。
- ・朝夕の気温の変化や運動など調節ができますよう予備を用意して下さい。
- ・くつは、足に合った底の柔らかい運動靴をはかせて下さい。



# 持ち物について

| 0歳<br>もも                                                                                                                                                                                                 | 1歳<br>さくらんぼ                                                                                                                                                                               | 2歳<br>あんず                                                                                                                                                                               | 3・4・5歳<br>うめ・かき・りんご                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 袖付肌着 2枚<br>Tシャツ 4枚<br>ズボン 4枚<br>おしりナップ<br>オムツ<br>布オムツ 10枚<br>オムツカバー 5枚<br>又は<br>紙オムツ 6～8枚<br>体拭きタオル 1枚<br>エプロン 3枚<br>授乳用ガーゼ<br>ハンカチ 3枚<br>(授乳が必要な場合)<br>口拭きタオル 3枚<br>手拭きタオル 1枚<br>スーパーの袋大 2枚<br>(汚れもの入れ) | 袖付肌着 2枚<br>Tシャツ 4枚<br>ズボン 4枚<br>おしりナップ<br>トレーニング<br>パンツ 5枚<br>(個人差がありますので必要になればお知らせします。)<br>紙パンツ 6～8枚<br>エプロン 2枚<br>口拭きタオル 3枚<br>手拭きタオル 1枚<br>(ヒモ付き)<br>スーパーの袋大 3枚<br>(汚れもの入れ)            | 袖付肌着 2枚<br>Tシャツ 3枚<br>ズボン 3枚<br>おしりナップ<br>トレーニング<br>パンツ 3枚<br>(個人差がありますので必要になればお知らせします。)<br>紙パンツ 4～5枚<br>エプロン 1枚<br>(給食用)<br>口拭きタオル 2枚<br>手拭きタオル 1枚<br>(ヒモ付き)<br>スーパーの袋大 1枚<br>(汚れもの入れ) | 袖付肌着 2枚<br>Tシャツ 3枚<br>ズボン 2枚<br>パンツ 2枚<br>スーパーの袋大 2枚<br>(汚れもの入れ)<br>通園リュック<br>お箸・箸箱<br>歯ブラシ<br>コップ<br>手拭きタオル 1枚<br>巾着袋 1つ<br>(箸・歯ブラシ・コップが入るもの)<br>ハンカチ<br>(4・5歳のみポケットの中に入れて下さい) |
| ベッド(保育園で準備)<br>(歩行が安定してきたら<br>簡易ベッドに移ります)<br>0歳児用ベビーベッド用<br>敷き掛け寝具 2枚(タオル<br>ケット、バスタオル)                                                                                                                  | タオルケット 2枚<br>(それにかわるもの、バスタオル2枚でも可、<br>冬は厚手のものを持ってくるください)<br><br>1枚に太めのゴムバンドを付けてください。<br>ベッドシートとして使います。 |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                 |
| 園庭用運動靴 1足<br>靴下                                                                                                                                                                                          | (サイズに合った、脱ぎ履きしやすいもの) 毎週洗濯してください。<br>底の堅い靴、足首までの靴、ひも靴は、避けてください。                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                 |

- ・0、1、2歳の帽子(サイズに合った、洗濯のできる綿製品)できればキャップ型でないもの。
- ・あごひも用のゴムを付けてください。・フード付きの服は危険な為避けてください。
- ・3、4、5歳(幼児)は園指定の帽子があります。・乳児組はボタンのついてない肌着・服を準備下さい
- ・ジャンパーはファスナー式のものにして下さい。・すべての持ち物に名前をはっきりと書いて下さい

## 給食について

### 給食の方針

給食は、栄養士、調理師が調理しています。栄養面を考慮し、多種の食材を取り入れ、バランスの良い献立（毎日、主食（ご飯、パン又は麺類）副食（おかず）、汁、間食（おやつ）牛乳）を考えています。

季節を感じる旬の食材を使用し、伝統行事（春の七草、節分、ひなまつり、端午の節句等）やお誕生日会、プール開き、クリスマス会、お楽しみ会など園の行事に合わせた行事食、手作りおやつを積極的に取り入れています。

旬の食材を展示したり、子どもたちと野菜の皮をむいたり、クッキングを取り入れながら、さまざまな食体験を通して食への関心を持てるように工夫しています。

年齢に合わせた食材の切り方、味付け（薄味）に配慮しています。

離乳食については、お家で子どもの様子や子どもの発達、月齢に合わせて個別に対応しています。

子どもたちがすくいやすい工夫がされている安定した陶器の食器を使用しています。（乳児組）

実際の給食内容を、サンプルケースに入れて毎日提示しています。

### 給食の提供を行う日

保育の提供をする日は、食事の提供を行いますが、行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。（遠足など）

献立表は、毎月のお便りで別途お知らせします。

### アレルギー等への対応

西宮市が策定する「保育所における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めています。アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による検査結果表、診断書の提出が必要です。（診断書用紙は、保育園のものを使用してください。）

安全な給食提供に努めます。

### その他の衛生管理等

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（一ヶ月に2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理をします。

## 地域との交流

○子どもたちがいろいろな人と交流をもつことを大切に思っています。

- ・近隣の保育園、幼稚園との交流を予定しています。
- ・小学校との滑らかな接続を目的に「上甲子園小学校」との交流を予定しています。

○地域の在宅家庭の子育て支援室（ほおずき広場）を開設しています。

- ・開放の曜日と時間  
月～金（土日、祝日除く）9：30～12：00／13：00～15：30
- ・園の行事や講座などに参加出来ます。

## 実習生の受入れについて

次世代育成を担う保育士、栄養士の人材育成を願い、また地域のつながりになればと考え、実習生の受入を予定しています。

## トライやる・ウィークの受入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』とし、市内の中学2年生の生徒を5日間保育園で受け入れます。

## 緊急時の対応方法

入園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医師又は主治医に相談する等の措置を請じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ当保育園がしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

- ・児童の安全については、職員一同万全を期していますが集団生活でもあり、不測の事故がおこる場合もありますので、入園と同時に日本スポーツ振興センターの保険に加入します。（一部保護者負担になります）

万一けがをした場合の治療中は、保護者の保険証を使用し、完治後、日本スポーツ振興センター規定の保険料が給付されます。

尚、治療中の送迎は保護者の方でお願いします。

## 病 気

- ・ 集団生活をしていますので伝染性の病気（別紙）の場合は、他の児童にうつさない為に完治するまで休んで下さい。  
（登園時は、所定の登園可能証明書もしくは登園届を提出して下さい。）  
尚、別紙以外でも伝染性のある病気は完治してから登園してください。
- ・ 登園の時に熱のある場合（微熱も含む）は、預かることが出来ません。
- ・ 登園後に発熱（おおむね 38℃以上）した場合や心身の状態が悪い時は、ただちにお迎えに来て頂きますので、平素より準備をお願いします。
- ・ 薬を持参される場合は、与薬依頼票に「組、名前、投与時間」をはっきりと書いて、薬剤情報提供書と共に保育士に渡して下さい。  
薬は1回分ずつに分けて下さい。
- ・ 水薬の時は、名前を明記して小さい容器に分けて持ってきて下さい。  
（誤飲を防ぐ為にも、なるべく保育園での与薬をなくし、朝夕2回にするようご協力ください）
- ・ 市販の薬は取り扱いはできません。

## 嘱託医

|                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| 内 科・・・・・・・・林 医院                       | (甲子園口3丁目9-23) |
| 歯 科・・・・・・・・天羽歯科クリニック                  | (西宮市松籟荘11-22) |
| 耳 鼻 科・・・・・・・・耳鼻咽喉科福武医院<br>TEL 66-1817 | (甲子園口2-25-34) |
| 眼 科・・・・・・・・今泉眼科医院<br>TEL 68-4122      | (両度町6-22-203) |
| 外 科・・・・・・・・明 和 病 院<br>TEL 47-1767     | (上鳴尾町4-31)    |

# 感染症について

厚生省のガイドラインに従い、以下の感染症については、園指定の登園可能証明書または登園届の提出が必要です。登園可能日当日の受け入れ時に職員へ直接お渡しください。

| 感染症名                        | 感染しやすい期間（※）                          | 登園のめやす                                                                                                                           |
|-----------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 麻疹（はしか）                     | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                  | 解熱後3日を経過していること                                                                                                                   |
| インフルエンザ                     | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）                                                                                |
| 新型コロナウイルス感染症                | 発症後5日間                               | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること<br>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること                                                           |
| 風しん                         | 発しん出現の7日前から7日後くらい                    | 発しんが消失していること                                                                                                                     |
| 水痘（水ぼうそう）                   | 発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで             | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること                                                                                                          |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                      | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること                                                                                     |
| 結核                          | —                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                 | 発熱、充血等の症状が出現した数日間                    | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること                                                                                                      |
| 流行性角結膜炎                     | 充血、目やに等の症状が出現した数日間                   | 結膜炎の症状が消失していること                                                                                                                  |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失していること<br>又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること                                                                                  |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） | —                                    | 医師により感染のおそれがないと認められていること。<br>（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎                    | —                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |
| 侵袭性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）        | —                                    | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

○ 「登園届」が必要な感染症

| 病名              | 主な症状                                                              | 留意点                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 溶連菌感染症          | 高熱、扁桃腺の発赤、扁桃腺が腫れる、発疹、いちご舌                                         | <合併症>中耳炎、腎炎、リュウマチ熱等に注意する        |
| マイコプラズマ肺炎       | 発熱や頭痛が3-4日続き、その間に咳がだんだんひどくなる。発熱や他の症状が消えても、咳はひどくなり、4週間ほど続く。        |                                 |
| 手足口病            | 軽い発熱、口の粘膜に発疹、手のひら、足の裏に水疱性発疹、手足の甲、腕、足、股部に小水疱や丘疹                    | <合併症><br>髄膜炎に注意する               |
| 伝染性紅斑<br>(りんご病) | 軽い発熱、両ほほが真っ赤になり蝶型に浮き上がる ほっぺが熱いと訴え、次に手足や体にも指の頭ぐらいの紅斑がでる            |                                 |
| ヘルパンギーナ         | 発熱、咽頭痛、えん下痛があり、扁桃近辺に小水疱                                           |                                 |
| RS ウィルス<br>感染症  | 冬季に多い病気で、軽いかぜ様症状から細気管支炎や肺炎に至るまで様々な症状になる。                          |                                 |
| 帯状疱疹            | 耳の中、目の中、顔、三叉神経や下腹部などにできた赤い発疹と水ぶくれが、神経に沿って発生し、痛みを伴う。               |                                 |
| 突発性発疹           | 高熱が3日くらい続き解熱する頃発疹                                                 |                                 |
| ウィルス性胃腸炎        | 細菌及びウィルスが口に入るなどで発病。<br>ロタ・ノロ・アデノウィルスなど。<br><br>下痢（ロタは白色便）、腹痛、嘔吐等。 | 脱水症状に注意し、電解質を含む水分（スポーツドリンク等）を取る |
| その他の<br>感染症（※1） | 水いぼ・とびひ・ヘルペスなど                                                    |                                 |

2023年 発行 厚生省「保育所における感染症対策ガイドライン」に準ずる

※1 園の方針で追加しています。

- ※ 上記は一例ですので、その他症状に応じて医師の診断に従ってください。また、園の判断により各届出書の提出をお願いする場合があります。
- ※ その他、発熱、咳、発疹、目やに、中耳炎などは乳幼児に多い症状ですが、医師に相談の上、元気な状態で登園して下さい。
- ※ 登園後、感染症の疑いがある場合、お迎えに来て頂く旨の連絡をしますので、速やかな対応をお願いします。
- ※ 各届出書、与薬依頼票が必要な場合は、巻末の用紙をコピーしてご使用ください。また、保育園にもございますので職員にお申しつけ下さい。

非常災害に関しては具体的な対策を立て、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○ 避難訓練・・・毎月1回避難訓練を実施しています。

「火災」「地震」「洪水」「不法侵入者」「津波」を想定し、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。また、西宮消防署と連携をとり、幼年消防クラブを結成し6月、1月に避難訓練を実施しています。

|      | 第 一 避 難 場 所                                         |
|------|-----------------------------------------------------|
| 火災   | 甲子園口6丁目北公園                                          |
| 津波   | 東隣の市営住宅、上甲子園小学校                                     |
| 不法侵入 | 県警ホットラインを設置<br>(危険を感じた時は、ホットラインを押すことで、直接県警に連絡できます。) |



緊急時に「よい子ネット」より情報の配信を行います。

緊急時とは

- ①天変地異の場合の状況、お迎えについての連絡
- ②保育園で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③運動会・遠足などで中止の場合の連絡
- ④その他（コロナ・インフルエンザによる休園等）

以上のことをご了承いただき、加入をお願いいたします。

☆「よい子ネット」とは、保育園と保護者を結ぶネットワークです。  
☆防犯防災などの緊急のお知らせに活用できる携帯電話・パソコンの連絡ツールです。

### 虐待防止のための措置

当園は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修等を実施します。

### ご意見・ご要望等の申し出について

保護者等からのご指摘に迅速かつ適切に対応するために、ご指摘解決責任者、ご指摘受付担当者、第三者委員会等ご指摘受付の窓口を設置し、必要な措置を講じます。お気づきのことがございましたら、お申し出ください。職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。仕組みについては、玄関ロビー掲示板に貼り出しておりますのでご覧ください。

（ご意見・ご要望を入れていただける意見箱も玄関ロビーにあります。）

## ★おねがい★

### 朝夕の送迎・出欠について

- ・ 9：30から保育が始まります。欠席したり、遅刻したりする場合は、9：00までに理由も含めて連絡をして下さい。
- ・ 通院やその他の理由で遅刻される場合は、保育の関係上、11：00までにお越し下さい。
- ・ 12：00を過ぎて登園される場合は、昼食を済ませてお越し下さい。
- ・ 園周辺道路は全面駐車禁止です。

車での送迎は、園の駐車場を利用出来ますが手狭な為、可能であれば徒歩又は自転車等での送迎をお願いします。



／自転車、単車は園舎東側に止めてください。

- ・送迎は、原則的に大人の方がお願いします。
- ・お迎えの時間が早くなったり遅れたりする場合や、保護者以外の方が来られる場合は、事前に園までお知らせください。
- ・送迎時、駐車場や玄関からの飛び出しは、危険です。お子様から目を離さないよう十分注意してください。
- ・朝夕とも、決められた時間に決められた経路を通ってください。
- ・伝染病を防ぐため、朝夕の送迎時に親子で手洗いを必ずして下さい。
- ・保護者が各組まで送って来て下さい。
- ・保育室扉の鍵の開閉は、安全対策上、必ず保護者がかけてください。  
子どもが一人で出ることがないように、子どもは鍵に触らない約束になっています。
- ・お仕事が終わりましたら、すぐにお迎えをお願いします。
- ・お迎え後は、室内、駐車場付近で遊ばず降園するようにお願いします。
- ・玄関前、階段や歩道付近での立ち話はしないで下さい。

#### その他

- ・家庭から玩具、絵本、食べ物等は持ち込まないで下さい。
- ・おたよりやお知らせは、ほとんどプリントで行います。  
毎日、連絡ポケットや連絡表・掲示板を見て下さい。
- ・保育中の伝言はお受けしますが、原則として指名電話はご遠慮下さい。

#### 連絡先について

- ・保護者等の勤務先や住所、連絡先（携帯、職場の電話番号含む）が変わった時は、速やかに園までお知らせ下さい。
- ・引越しなどで市外（西宮市以外）に転居される場合は、転園されなくても必ず園までお申し出ください。
- ・出張などでいつもと違う場所に勤務される場合は、必ずその日の連絡先をお知らせください。
- ・緊急連絡先（携帯電話など）は、いつもきちんとしておいて下さい。  
体調の変化、その他緊急の場合は保護者の方に連絡をします。  
必ず連絡がとれるようにしておいてください。（緊急時の対応に苦慮します）

\*保育標準時間・保育短時間など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

## 台風接近等に伴う対応について

### 【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開所することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておい

てください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

### 【本市に「特別警報」等が発令された場合】

- 午前 7 時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休所」とします。  
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休所」とします。
- 午前 7 時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル 3）や、「避難指示」（警戒レベル 4）、「緊急安全確保」（警戒レベル 5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため  
「家庭での保育」とします。
- 午前 7 時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル 3）や、「避難指示」（警戒レベル 4）、「緊急安全確保」（警戒レベル 5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

#### 【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

・避難所へ避難している場合は、よい子ネットからの配信や園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。

## 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

|       |                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等<br>※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。                     |
| 性的虐待  | 子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等                                                                                    |
| ネグレクト | 家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等 |
| 心理的虐待 | 著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等                                                                  |

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません）。市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・当保育園は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。  
感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮  
いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態に回復までされましたら、下記の「登所可能証明書・登所届」を  
ご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

| ①登所可能証明書                        |
|---------------------------------|
| 医師の証明が必要                        |
| 麻疹（はしか）                         |
| インフルエンザ                         |
| 新型コロナウイルス感染症                    |
| 風しん                             |
| 水痘（みずぼうそう）                      |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                 |
| 結核                              |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                     |
| 流行性角結膜炎                         |
| 百日咳                             |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>(O157、O26、O111等) |
| 急性出血性結膜炎                        |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                        |

| ②登所届                         |
|------------------------------|
| 医師の診断に従い、<br>保護者の届けが必要       |
| 溶連菌感染症                       |
| マイコプラズマ肺炎                    |
| 手足口病                         |
| 伝染性紅斑（リンゴ病）                  |
| ウイルス性胃腸炎<br>(ノロ、ロタ、アデノウイルス等) |
| ヘルパンギーナ                      |
| RSウイルス感染症                    |
| 帯状疱疹                         |
| 突発性発疹                        |

ご依頼

まつぼっくり保育園

主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届を  
いただいております。）

※切り取り※

|                                                                                                                                                                                  |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ① 登所可能証明書（医師の証明）<br>② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）                                                                                                                                       | どちらかに〇印を記入 |
| 施設長 宛                                                                                                                                                                            |            |
| 児童名： _____（生年月日 年 月 日）<br>病名： _____                                                                                                                                              |            |
| 集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。<br>園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。<br>_____ 年 _____ 月 _____ 日<br>医療機関名： _____<br>医師名（①の場合のみ）： _____<br>保護者名（②の場合のみ）： _____ |            |

# 与薬依頼票 (まつぼっくり保育園)

クラス名 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

お薬情報と共に与薬を依頼します。

|               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 薬を飲ませる日       | 年 月 日                             |
| 病名(または症状)     |                                   |
| 処方された病院・医院名   | 〒 ( )                             |
| 薬を処方された日      | 年 月 日                             |
| 薬の種類(個数を記入)   | 水薬( )・粉薬( )・軟膏( )・目薬( )<br>その他( ) |
| 内 容           | 抗生物質 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ かぜ薬<br>その他( ) |
| 薬を飲む(使用する)時間帯 | 食前 食後 その他( )                      |

※内服する薬は1回分にして持参下さい

※薬にも氏名を記入し、与薬依頼票とともに保育士に手渡しして下さい

※外用薬は使用期間を記入してください

月 日 ~ 月 日

(保育園記載欄)

|     |     |   |     |     |   |
|-----|-----|---|-----|-----|---|
| 受領者 | 月 日 | 印 | 与薬者 | 月 日 | 印 |
|-----|-----|---|-----|-----|---|

# 与薬依頼票 (まつぼっくり保育園)

クラス名 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

お薬情報と共に与薬を依頼します。

|               |                                   |
|---------------|-----------------------------------|
| 薬を飲ませる日       | 年 月 日                             |
| 病名(または症状)     |                                   |
| 処方された病院・医院名   | 〒 ( )                             |
| 薬を処方された日      | 年 月 日                             |
| 薬の種類(個数を記入)   | 水薬( )・粉薬( )・軟膏( )・目薬( )<br>その他( ) |
| 内 容           | 抗生物質 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ かぜ薬<br>その他( ) |
| 薬を飲む(使用する)時間帯 | 食前 食後 その他( )                      |

※内服する薬は1回分にして持参下さい

※薬にも氏名を記入し、与薬依頼票とともに保育士に手渡しして下さい

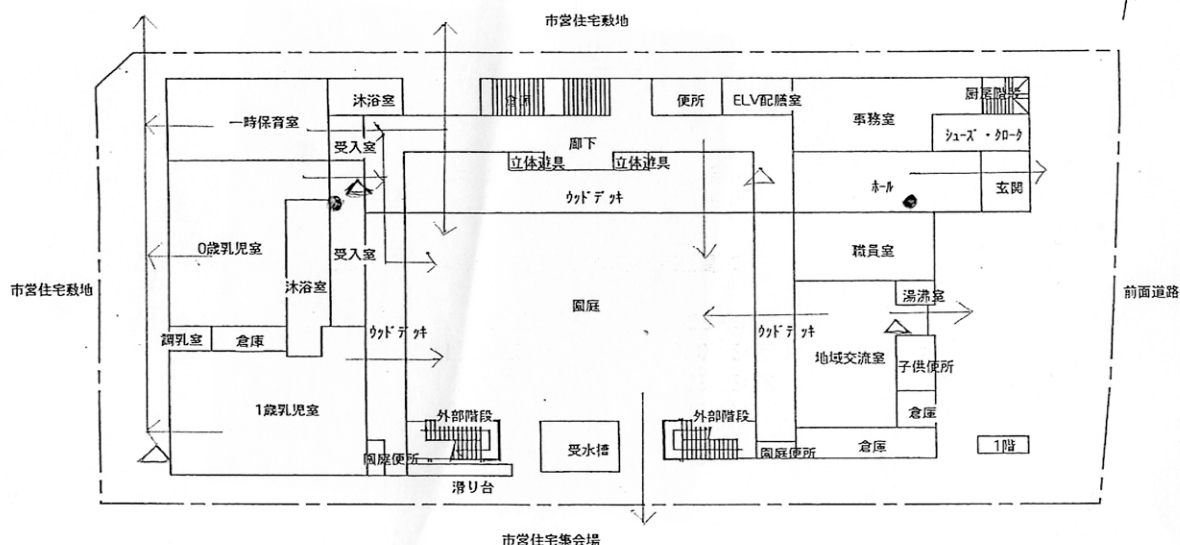
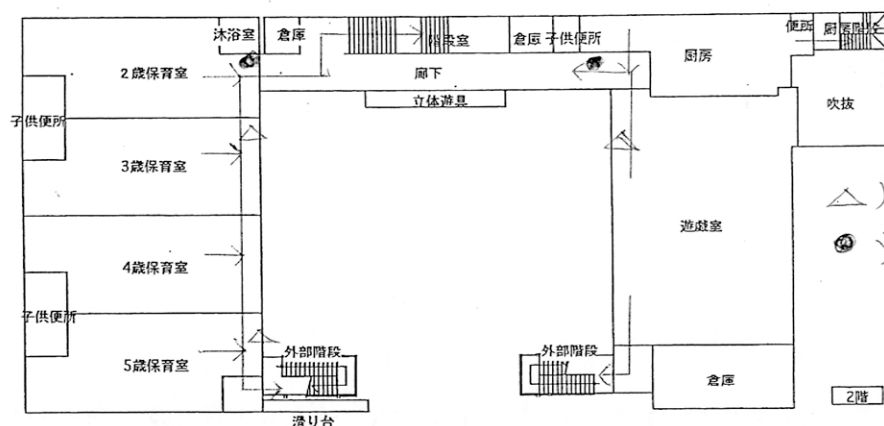
※外用薬は使用期間を記入してください

月 日 ~ 月 日

(保育園記載欄)

|     |     |   |     |     |   |
|-----|-----|---|-----|-----|---|
| 受領者 | 月 日 | 印 | 与薬者 | 月 日 | 印 |
|-----|-----|---|-----|-----|---|

# 避難経路図



## 建物概要

場所 〒663-8113 西宮市甲子園口6丁目1-36番  
tel 0798-68-1010 fax 0798-68-1011

面積 敷地面積 1501.00m<sup>2</sup>  
建築面積 748.07m<sup>2</sup>  
1階 床面積 752.32m<sup>2</sup>  
2階 床面積 680.72m<sup>2</sup>  
延面積 1368.40m<sup>2</sup>

構造 木造在来工法準耐火構造2階建て

設備 電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、小荷物用昇降機設備  
空調換気設備、地中熱利用換気システム設備



社会福祉法人 昭恵福祉会

まつぼっくり保育園